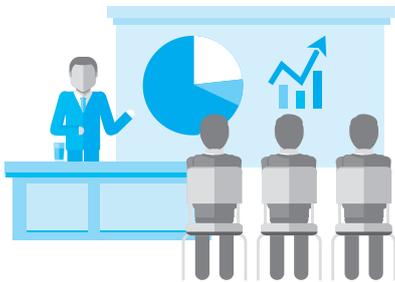


会議報告



国際公会計基準審議会 (IPSASB) 会議報告

2017年6月27日～30日 ルクセンブルクにて

IPSASBボードメンバー／公認会計士

いざわ けんじ

伊澤 賢司

IPSASBテクニカル・アドバイザー／
公認会計士

ふきや たけお

落谷 竹生

1 はじめに

2017年第2回目の国際公会計基準審議会 (IPSASB) の会議は、2017年6月27日から30日までの4日間にわたり、ルクセンブルクで開催された。

主な議題は以下の各項目である。主要な論点と決定事項は後述する。

- 収益及び非交換費用 (コンサルテーション・ペーパーを承認)
- 金融商品：IPSAS第28号～第30号の改訂 (公開草案を承認)
- 社会給付
- リース
- その他 (戦略及び作業計画等)

2 収益及び非交換費用

(1) 背景 (問題点)

現行のIPSASは、収益に関する会計基準を、主に2種類定めている。1つは国際会計基準 (IAS) 第18号「収益」に基づくIPSAS第9号「交換取引による収益」で、もう1つは税金や補助金などの公的部門特有の収益を扱うIPSAS第23号「非交換

取引による収益」である。IPSAS第9号は、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の新設に応じて修正する必要がある。IPSAS第23号についても改善要望が上がっている。さらに、2014年10月にIPSASBが公表した「概念フレームワーク」の影響も考慮する必要がある。

非交換費用とは、対価を受け取らない補助金等の費用であり、非交換収益の会計処理と鏡合わせになる。現行の基準では、IPSAS第19号「引当金、偶発負債及び偶発資産」とIPSAS第23号が非交換費用を部分的に扱っているが、直接的に定めている基準はない。

IPSASBは、公的部門の収益及び非交換費用の基準改訂ニーズの高まりを受けて、両者をまとめて扱う共通コンサルテーション・ペーパー (CP) を作成し、幅広い論点に関して利害関係者の意見を集めることを目指している。

(2) 今回の会議で議論された主な論点

CPの草稿をレビューし、発行を承認した。公表は8月中旬、コメント期限は12月中旬の予定である。

3 金融商品：IPSAS第28号～第30号の改訂

(1) 背景

現行のIPSASには金融商品会計基準として第28号～第30

号が定められており、これらは、IAS第32号「金融商品：表示」、同第39号「金融商品：認識及び測定」、IFRS第7号「金融商品：開示」に基づいている。IAS第39号がIFRS第9号「金融商品」に置き換わったことに対応し、IPSASBは現在、金融商品の認識と測定を扱う現行基準であるIPSAS第29号「金融商品：認識及び測定」を改訂する作業を行っている。

(2) 今回の会議で議論された主な論点

公開草案(ED)の草稿をレビューし、発行を承認した。公表は8月中旬、コメント期限は12月中旬の予定である。

4 社会給付

(1) 背景

社会給付の代表例は、公的年金である。現行のIPSASには、社会給付の政府側、すなわち、公的年金の債務を扱う基準は存在せず、各国の会計処理が統一されていないため、IPSASの欠点の1つとして批判されている。

IPSASBでは上記の批判に対応するべく、2015年7月にCP「社会給付の認識及び測定」を公表し、現在はCPに寄せられたコメントを参考にEDの作成に向けた検討を行っている。

(2) 今回の会議で議論された主な論点

主に、債務発生事象アプローチについて議論し、社会給付の負債を認識すべき時点は「次回の給付を受ける適格基準を満たしている時点」であることを決定した。これは具体的には「翌月の給付を受ける適格基準を満たした時点」と考えることができる。負債の認識額は、次回の給付予定額を上限とすることになる。

上記の決定には一部のメンバーが反対し、「適格基準の閾値が満たされた時点」で負債を認識する方法も認めるべきであると主張した。具体的には、公的年金の受給開始年齢を満たした時点等である。この考え方は、代替的見解としてEDに併記される予定である。

5 リース

(1) 背景

現行のIPSAS第13号「リース」は、IAS第17号「リース」に基づいて作成されている。IAS第17号に置き換わるIFRS第16

号「リース」が2016年に公表されたことを受け、IPSASBはIPSAS第13号を改訂する作業を行っている。

(2) 今回の会議で議論された主な論点

EDの主要な部分の初回レビューを実施した。市場条件よりも割安なセール・アンド・リースバック取引における「補助金の対象となった構成要素」の会計処理について、コンセッションナリー・リース(名目的なリース)の考え方と整合させるべきであると決定した。

また、貸手側の会計処理において議論の対象となっていた貸方科目の性質について、負債(未稼得収益)とすることも決定した。

6 その他

(1) 公的部門の測定

現行IPSASの測定基準を「概念フレームワーク」に整合させ、各IPSAS間で一貫するように修正するプロジェクトである。今回の会議では、本プロジェクトで扱う論点と、プロジェクトの内訳区分について検討した。IFRSとのコンバージェンスについても重視することとされた。取引コストと借入コストは、測定原則に関する幅広い議論のなかで扱うこととされた。

(2) 公的部門特有の金融商品

CPに寄せられたコメントの粗い分析を検討した。詳細な分析は2018年3月以降に実施される予定である。なお、諮問助言グループからは現在のプロジェクトの方向性と対象範囲を堅持すべきとの助言があった。

(3) 戦略及び作業計画

新しい戦略と作業計画は、2018年12月会議での承認を目指して策定される予定である。議長が、今後の検討プロセスや諮問助言グループ等の意見を紹介した。なお、今回の会議の翌週に行われた公会計基準設定主体フォーラムの参加者に対するアンケートでは、IPSAS Lite(小規模主体向けのIPSAS)の開発が最も支持された。

(4) 諮問助言グループ(CAG)会合

IPSASB会議の開始前日である6月25日に、年2回のCAGの会議が行われた。経済協力開発機構(OECD)の報告書に基づき、財務報告の適用上の論点に関する検討を行った。また、IPSASBの主要プロジェクトの方向性についても議論し、基本的には現状を維持するべきとの意見であった。